

## 平成 28 年度滋賀県歯科保健実態調査実施要領

### 1. 目的

平成 25 年 3 月に策定された「滋賀県歯科保健計画一歯つらつしが 21（第 4 次）－」の最終年度である平成 29 年度を迎えるにあたり、計画の最終評価および目標値の再設定を行うため、各関係機関および関係者に対してアンケート調査を行い、本県の歯科保健の現状を把握することを目的とする。

### 2. 実施主体

滋賀県

### 3. 実施期間

平成 29 年 2 月から 3 月とする

### 4. 調査対象および調査実施規模

ライフステージおよび支援強化が必要な分野ごとに以下のとおり設定する。

#### (1) 乳幼児期

認定保育所、幼稚園および認定こども園に対して悉皆調査

#### (2) 学齢期

1) 各市町から小学校 6 年生 1 学級を無作為抽出

(約 30 人×19 学級=約 570 人)

2) 各市町から中学校 1 年生 1 学級を無作為抽出

(約 30 人×19 学級=約 570 人)

3) 小学校および中学校に対して悉皆調査

#### (3) 成人期・産業歯科保健

従業員 100 人以上の事業所約 800 か所に対して悉皆調査

#### (4) 高齢期

1) 入所系介護保険サービス提供事業所に対して約 100 か所を任意抽出

2) 通所系介護保険サービス提供事業所に対して約 150 か所を任意抽出

3) 訪問系介護保険サービス提供事業所に対して約 150 か所を任意抽出

#### (5) 障害者（児）歯科保健分野

1) 障害福祉サービス事業所約 200 か所を任意抽出

2) 特別支援学校を対象に悉皆調査

## 5. 実施方法

- (1)、(2) の 3)、(3) および (5) の 2) については、対象施設に郵送にて調査票を配付し、FAX または返信用封筒にて回収する。
- (2) の 1) および 2) については、対象学校に郵送にて調査票を配付し、返信用封筒にて回収する。
- (4) および (5) の 1) については、保健医療圏および提供サービスの種類によって対象事業所を抽出し、郵送にて調査票を配付し、FAX または返信用封筒にて回収する。

## 6. 結果の集約

- 各対象施設は、別に定める期日までに、調査票を滋賀県健康医療福祉部健康医療課あて郵送するものとする。
- 県は、結果集計後速やかに結果を公表するものとする。

## 平成 28 年度滋賀県歯科保健実態調査（母子歯科保健）実施要領

### 1 目的

平成 25 年 3 月に策定された「滋賀県歯科保健計画－歯つらつしが 21（第 4 次）－」の最終年度である平成 29 年度を迎えるにあたり、計画の最終評価および目標値の再設定を行うため、歯科保健に関するアンケート調査を行い、本県の歯科保健の現状を把握することを目的とする。

### 2 実施主体

滋賀県

### 3 実施期間

平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までとする

### 4 調査対象

母子保健法第 12 条第 2 号に規定する健康診査（以下「3 歳児歯科健康診査」という。）を受診した児およびその保護者

### 5 調査方法

- (1) 3 歳児歯科健康診査会場に来場した保護者に対して、別添調査票の記入を依頼する。
- (2) 調査票は、「こどもの歯の健康アンケート」および「(成人用) 歯と口の健康アンケート」の 2 種類とする。
- (3) 記入後の調査票を会場にて回収する。
- (4) 調査期間中、回収した調査票は各市町において一時保管する。
- (5) 調査期間終了後、回収した調査票を滋賀県健康医療福祉部健康医療課あてに郵送する。

#### 【郵送先】

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1  
滋賀県健康医療福祉部健康医療課  
健康寿命対策室 若栗あて  
TEL: 077-528-3615 FAX: 077-528-4857

### 6 調査結果

健康医療課は、県内の状況を報告書としてまとめ、県ホームページにて公開する。